

- 歩いて楽しいまちなか戦略 -

都心部放置自転車等対策アクションプログラム

平成 18 年 10 月

京 都 市

(構 成)

1 位置付け及び取組期間

2 現状

3 目的

4 取組内容

駐輪スペース確保のプログラム

アクション 1 2 , 5 0 0 台分の公共自転車等駐車場の整備

アクション 2 自転車駐車場付置義務の見直し（強化）

アクション 3 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

駐輪マナー向上のプログラム

アクション 4 地域との協働による啓発・監視活動

- (1) 放置自転車追放協議会の設置
- (2) 地域主体の啓発・監視活動の実施
- (3) 自転車等駐車場の利用促進

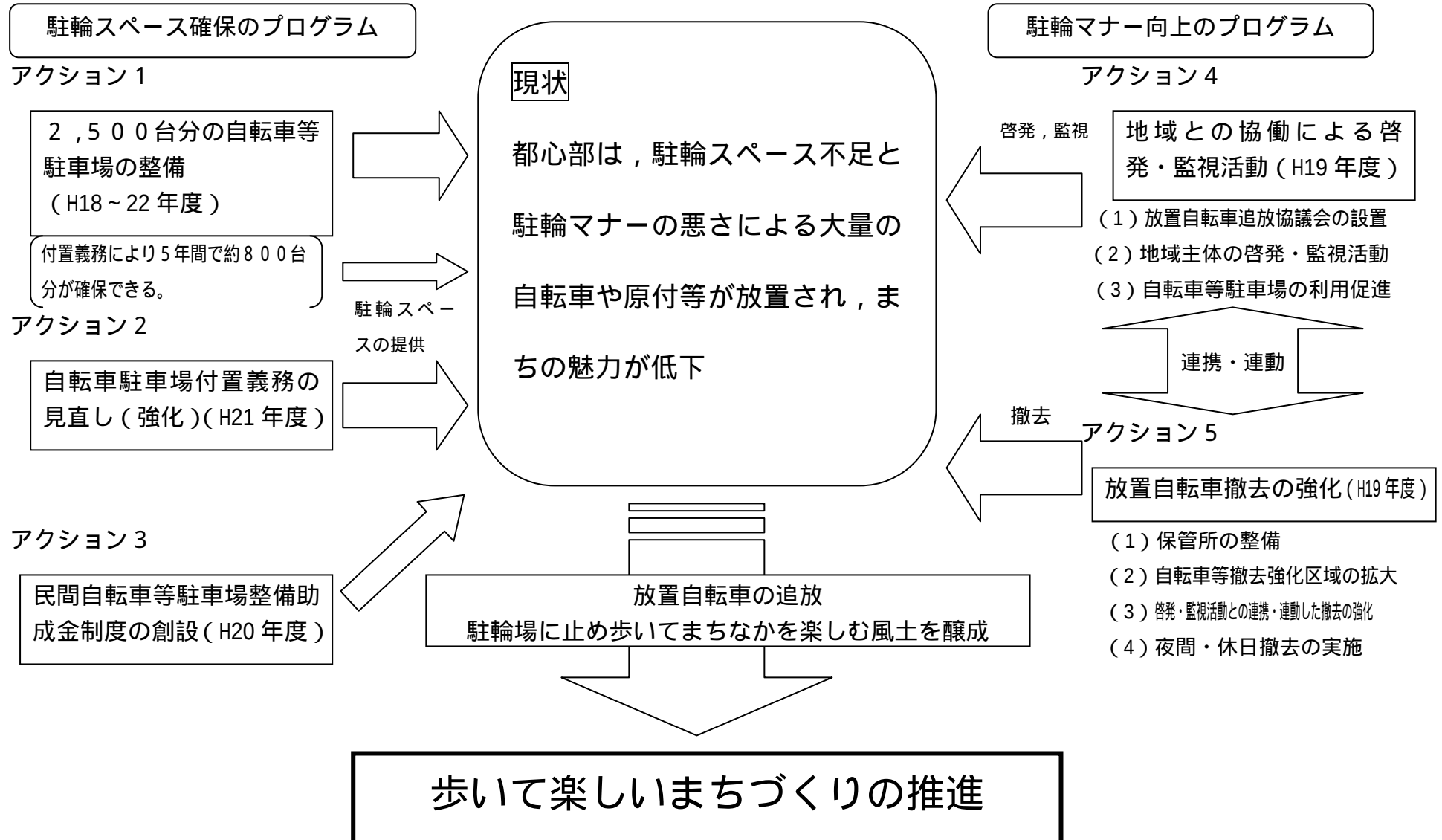
アクション 5 放置自転車撤去の強化

- (1) 保管所の整備
- (2) 自転車等撤去強化区域の拡大
- (3) 啓発・監視活動との連携・連動した撤去の強化
- (4) 夜間・休日撤去の実施

5 スケジュールの概要

6 アクションプログラムの推進に当たって

アクションプログラムによる取組のイメージ図



1 位置付け及び取組期間

「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)は、京都市自転車総合計画に基づき、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、都心部(先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通に囲まれた地域をいう。)での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、今後5年間(平成18年度から平成22年度まで)で集中的に取り組むメニューである。

2 現状

本市では、京都市自転車総合計画に基づき、自転車等駐車場の整備や放置自転車の撤去を精力的に行ってきた。その成果として、市内全体の放置自転車台数は計画策定前に比べ、大幅に減少している。

しかし、都心部では、収容台数を大きく上回る数の自転車や原動機付自転車等がこの地域に流入し、駐輪スペースの不足と駐輪マナーの悪さにより大量の自転車等が放置されている。

[参考]・都心部の自転車等駐車場

22箇所、約2,950台 うち公共自転車等駐車場：2箇所、約1,450台
付置義務自転車駐車場：20箇所、約1,500台

・都心部放置自転車等実態調査結果

調査区分	対 象	放置台数	
		平日	休日
昼 間	自転車	3,784 台	4,756 台
	原付等	545 台	397 台
夜 間	自転車	6,091 台	5,824 台
	原付等	862 台	616 台

調査範囲 先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通の内側に囲まれた地域

調 査 日 平日：平成18年5月25日(木)(天候：晴れ)

休日：平成18年7月30日(日)(天候：晴れ)

調査時間 昼間：午後1時30分～午後3時

夜間：午後6時30分～午後8時

放置分布 別紙1～4のとおり

3 目的

京都の魅力と活力が凝縮されている都心部には、大量の自転車や原動機付自転車等が放置され、安全で快適な通行を阻害するとともに、良好な景観を損ねまちの魅力を低下させている。

そのため、抜本的な放置自転車等対策を実施し、安全かつ快適な歩行・走行空間を確保するとともに、良好な景観を保全することにより、歩いて楽しいまちづくりを推進する。

4 取組内容

駐輪スペース確保のプログラム

アクション 1

2,500台分の公共自転車等駐車場の整備

都心部への流入自転車等の受け皿の核として、公共空間を活用し、2,500台分の公共自転車等駐車場を整備する。

整備の第1弾として、平成18年中に生祥小学校プール跡地での整備に着手する。

整備候補地	整備方式	収容台数	事業期間
生祥小学校プール跡地	地上1階式	530台	平成18～19年秋
御射山公園地下	地下1階式	1,270台	平成19～21年度
新京極公園地下	地下1階式	700台	平成20～22年度
計		2,500台	

備考：整備箇所図は別紙5のとおり

完成予想図は、別紙6のとおり

自転車等駐車場整備台数の考え方

これまでの取組実績から自転車等駐車場整備等の放置自転車対策によりその地域への流入自転車等は約25%抑制されると推測できる。市民生活の中で最も標準的な時間帯である平日の昼間での放置自転車等の大幅な解消を目指し、必要な自転車等駐車場確保の台数を計算すると、平日昼間の自転車等の放置台数に流入抑制率を引いた0.75を乗じた約3,300台となる。

$$(3,784 + 545) \text{ 台} \times 0.75 = 3,247 \text{ 台} \rightarrow 3,300 \text{ 台}$$

そのうち、民間集客施設への自転車駐車場の付置義務により約800台（見込み）の自転車駐車場を確保することができる。（H18～22年度）

当該地域での付置義務の実績及び予測

平成13～17年度（5年間）の実績	19件，822台 → 約164台／年
平成18～22年度（5年間）の予測	約164台／年 × 5年 = 約820台 → 約800台

現時点で8件，556台分の届出がある。

よって、公共自転車等駐車場の整備必要台数は、2,500台となる。

$$3,300 \text{ 台} - 800 \text{ 台} = 2,500 \text{ 台}$$

[関連事業] ・当該地域と隣接する祇園地域の鴨東駐車場緑地部分において本市と京阪電気鉄道との協力により自転車等駐車場（約180台）を整備する。（H18年中）

アクション 2

自転車駐車場付置義務の見直し（強化）

集客施設に対する自転車駐車場の付置義務を見直し，自転車利用者の目的地である店舗等の集客施設に，より広く自転車駐車場設置の責務を果たしてもらう。

付置義務の対象となる店舗面積の引下げや対象施設の拡大を検討し，政令指定都市でトップの基準への強化を目指す。

ア 対象となる店舗面積の引下げ（案）

施設の種類	現行店舗面積	見直し案
小売店舗	400 m ² 以上	200 m ² 以上
遊技場	300 m ² 以上	150 m ² 以上
銀行・信用金庫	500 m ² 以上	250 m ² 以上

イ 対象施設の拡大（案）

スポーツ施設，学習施設，レンタルビデオ店，カラオケボックス，コンビニエンスストア，飲食店及び映画館など

見直しのスケジュール

平成 18 年度 見直し案の検討

平成 19 年度 実態調査，京都市自転車等駐車対策協議会による議論

平成 20 年度 京都市自転車等放置防止条例の改正

平成 21 年度 新付置義務制度開始

アクション 3

民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

自転車等駐車場を確保していくためには，民有地の活用や民間事業者の参入促進を図る必要があるため，都心部や駅周辺など放置自転車が多く，自転車等駐車場が不足している地域における，自動車駐車場からの転換を含む民間自転車等駐車場の整備に対する助成金制度を創設する。（H20 年度）

今後のスケジュール

平成 18 年度 制度についての調査・検討

平成 19 年度 京都市自転車等駐車対策協議会による議論

平成 20 年度 京都市自転車等放置防止条例の改正，助成金制度創設

駐輪マナー向上のプログラム

アクション 4

地域との協働による啓発・監視活動

(1) 放置自転車追放協議会の設置

市民，事業者，行政のパートナーシップにより放置自転車追放ネットワークを形成し，効果的で持続力のある啓発・監視活動に取り組んでいくため，地域住民，商業関係者，鉄道事業者及び行政機関により「都心部放置自転車追放協議会」(仮称)を設置する。(H19 年度)(平成 18 年中に準備会を開催予定)

(2) 地域主体の啓発・監視活動の実施

協議会の実践活動として地域住民等を主体とした定期的な啓発活動や日常的な監視活動を継続的に実施するとともに，啓発・監視と撤去の連携，連動を図ることにより地域との協働による放置自転車の追放，防止に取り組む。(H19 年度)

(3) 自転車等駐車場の利用促進

商店街等との連携による自転車等駐車場利用者へのサービス提供等により，買い物客等短時間駐輪者の自転車等駐車場の利用促進を図っていく。(H19 年度)

アクション 5

放置自転車撤去の強化

(1) 保管所の整備

撤去の強化を図るために必要不可欠な保管所(約 1,500 台収容)を整備する。(H19 年度)

(2) 自転車等撤去強化区域の拡大

放置自転車の追放を目指し，都心部全域を「自転車等撤去強化区域」に指定する。(H19 年度)

(3) 啓発・監視活動との連携・連動した撤去の強化

都心部における撤去体制を強化するとともに，協議会による啓発・監視活動と連携・連動し，放置状況に応じた臨機応変な撤去を展開する。(H19 年度)

(4) 夜間・休日撤去の実施

現在，木屋町界限及び祇園界限において実施している夜間撤去を都心部においても実施するとともに，休日における撤去も実施していく。(H19 年度)

5 スケジュールの概要

各取組のスケジュールは、概ね次のように想定している。

なお、啓発・監視活動及び撤去の強化については、継続して実施していく。

取組項目		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
＜駐輪スペース確保のプログラム＞						
アクション 1						
公共自 転車等 駐車場 の整備	生祥小学校プール跡地 (530 台)		整備			
	御射山公園地下 (1,270 台)			整備		
	新京極公園地下 (700 台)				整備	
アクション 2 付置義務の見直し (強化)			見直し・検討		○新制度開始	
アクション 3 民間自転車等駐車場整備 助成金制度の創設			調査・検討	○制度開始		
＜駐輪マナー向上のプログラム＞						
アクション 4						
地域と の協働 による 啓発・ 監視活 動	放置自転車追放 協議会設置	準備会開催○	○協議会設立			
	地域主体の 啓発・監視活動			啓発・監視		
	利用促進			促進		
アクション 5						
放置自 転車撤 去の強 化	保管所整備		整備			
	撤去強化区域 の拡大		○拡大			
	撤去の強化			強化		
	夜間・休日撤去 の実施			実施		

6 アクションプログラムの推進に当たって

都心部において、ゆったりと歩いて、楽しく買い物などができる魅力あふれるまちを実現していくためには、市民や商業者、関係機関など多くの関係者とのパートナーシップの下、取り組んでいく必要がある。

そのため、アクションプログラムの推進に当たっては、より効果的な取組となるよう更に地域との連携や民間活力の導入に努めていく。



